柴監告示第６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第５項の規定により実施した随時監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第９項の規定により次のとおり公表する。

令和７年６月２４日

柴田町監査委員　関 場　孝 夫

柴田町監査委員　桜 場　政 行

１　監査の種類

随時監査（地方自治法第１９９条第５項の規定による監査）

２　監査を実施した監査委員

柴田町監査委員　関場 孝夫

柴田町監査委員　桜場 政行

３　監査の概要

⑴　監査の対象

町営住宅の管理運営

⑵　実施年月日及び所管課等

実施年月日	対象等	所管課
令和７年 ６月２０日	町営住宅の管理運営 （使用料収納状況その他の事務）	都市建設課

⑶　監査の場所

柴田町監査委員室

⑷　監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、関係資料に基づき、事務の執行状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

４　監査の結果

適正かつ効率的に執行されていると認められた。